

## ● 東京都告示第六百八十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一條第一項の規定に基づき、東京都内水面における漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区を次のように定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年四月三十日

東京都知事 猪瀬直樹

第一 公示番号 内共第一号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

第五種共同漁業 あゆ漁業 漁業の時期  
一月一日から二月三十一日まで

漁業種類 漁業の名称  
にじます漁業 やまめ漁業

漁業種類 漁業の名称  
いわな漁業 こい漁業

漁業種類 漁業の名称  
ふな漁業 うぐい漁業

漁業種類 漁業の名称  
やまめ漁業 同右

漁業種類 漁業の名称  
いわな漁業 同右

漁業種類 漁業の名称  
ふな漁業 同右

漁業種類 漁業の名称  
うぐい漁業 同右

漁業種類 漁業の名称  
西多摩郡奥多摩町、青梅市及び羽村市  
市の各地先

(二) 漁場の位置

次の基点第一号と基点第二号とを結んだ線から羽村市羽の羽村堰下流端の線までの多摩川の本流及び支流、奥多摩町境水根の取水えん堤上流端の線より上流の水根沢の区域  
基点第一号 西多摩郡奥多摩町境  
に設置した標柱(小)

(二)

漁場の位置

西多摩郡檜原村、同郡日の出町、あ

基点第二号

河内ダム下流五百メートルの地点)  
西多摩郡奥多摩町境  
西久保向の多摩川右岸に設置した標柱  
(小河内ダム下流五百メートルの地点)

(三) 漁場の区域

きる野市、羽村市、福生市、昭島市  
及び八王子市の各地先  
羽村市羽の羽村堰下流端の線より下流、次の基点第三号と基点第四号とを結んだ線に至る間の多摩川本流及びその支流の区域

基点第三号 平成二十五年九月一日  
平成二十五年五月一日から同年七月一日まで

基点第四号 平成二十五年九月一日  
平成二十五年五月一日から同年七月一日まで

昭島市田中町四丁目  
拝島橋橋台右岸下流端

五 関係地区

五 関係地区

八王子市、昭島市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡日の出町及び同郡檜原村

五 関係地区

昭島市田中町四丁目  
拝島橋橋台左岸下流端

二 制限又は条件

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期

第五種共同漁業 あゆ漁業 漁業の時期  
一月一日から二月三十一日まで

漁業種類 漁業の名称  
にじます漁業 やまめ漁業

漁業種類 漁業の名称  
いわな漁業 こい漁業

漁業種類 漁業の名称  
ふな漁業 うぐい漁業

漁業種類 漁業の名称  
やまめ漁業 同右

漁業種類 漁業の名称  
いわな漁業 同右

漁業種類 漁業の名称  
ふな漁業 同右

漁業種類 漁業の名称  
うぐい漁業 同右

漁業種類 漁業の名称  
西多摩郡奥多摩町、青梅市及び羽村市  
市の各地先

(二) 漁場の位置

第五種共同漁業 あゆ漁業 漁業の時期  
一月一日から二月三十一日まで

漁業種類 漁業の名称  
にじます漁業 やまめ漁業

漁業種類 漁業の名称  
いわな漁業 こい漁業

漁業種類 漁業の名称  
ふな漁業 うぐい漁業

漁業種類 漁業の名称  
おいかわ漁業 うなぎ漁業

漁業種類 漁業の名称  
かじか漁業 同右

漁業種類 漁業の名称  
おいがわ漁業 同右

漁場の位置

西多摩郡檜原村、同郡日の出町、あ

		(二) 漁場の位置		うなぎ漁業 同右	四 申請期間 平成二十五年五月一日から同年七月一日まで
		(三) 漁場の区域		昭島市、八王子市、立川市、国立市、日野市、多摩市、稻城市、府中市及び調布市の各地先	五 関係地区 大田区、世田谷区、八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、日野市、国立市、狛江市、多摩市及び稻城市
		次の基点第五号と基点第六号とを結んだ線及び基点第七号と基点第八号とを結んだ線より上流の区域を除く基点第三号と基点第四号とを結んだ線から基点第九号と基点第十号とを結んだ線までの多摩川の本流及び支流の区域		平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
		基点第三号 昭島市田中町四丁目端 拝島橋橋台左岸下流		昭島市田中町四丁目端 拝島橋橋台左岸下流	四 公示番号 内共第四号
		基点第四号 昭島市田中町四丁目端 拝島橋橋台右岸下流		昭島市田中町四丁目端 拝島橋橋台右岸下流	五 関係地区 大田区、世田谷区、八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、日野市、国立市、狛江市、多摩市及び稻城市
		基点第五号 日野市西平山二丁目長沼橋橋台左岸下流		日野市西平山二丁目長沼橋橋台左岸下流	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
		基点第六号 八王子市長沼町長沼橋橋台右岸下流		八王子市長沼町長沼橋橋台右岸下流	四 公示番号 内共第四号
		基点第七号 多摩市和田殿田橋橋台左岸下流		多摩市和田殿田橋橋台左岸下流	五 関係地区 大田区、世田谷区、八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、日野市、国立市、狛江市、多摩市及び稻城市
		基点第八号 多摩川原橋下り線橋台右岸下流		多摩川原橋下り線橋台右岸下流	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
		基点第九号 調布市多摩川三丁目多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側		調布市多摩川三丁目多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側	四 公示番号 内共第五号
		基点第十号 稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側		稻城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側	五 関係地区 青梅市
		(二) 漁場の位置		(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
		(三) 漁場の区域		漁業種類 漁業の名称 漁業の時期	四 公示番号 内共第五号
		次の基点第十一号と基点第十二号とを結んだ線より上流の成木川の本流及び支流の区域		第五種共同漁業 あゆ漁業 一月一日から十二月三十一日まで	五 関係地区 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
		基点第十一号 青梅市成木一丁目末成橋橋台左岸下流端		にじます漁業 同右	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
		基点第十二号 青梅市成木一丁目末成橋橋台右岸下流端		やまめ漁業 同右	四 公示番号 内共第五号
		基点第六号 日野市西平山二丁目長沼橋橋台左岸下流端		こい漁業 同右	五 関係地区 青梅市
		基点第五号 八王子市中野町新清水橋橋台左岸下流端		うなぎ漁業 同右	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
		基点第十三号 八王子市中野町新清水橋橋台右岸下流端		かじか漁業 同右	四 公示番号 内共第五号
		基点第十四号 八王子市橋原町新清水橋橋台右岸下流端		八王子市橋原町新清水橋橋台右岸下流端	五 関係地区 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
二 制限又は条件	なし	二 制限又は条件	なし	うなぎ漁業 同右	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
三 免許予定期	平成二十五年九月一日	三 免許予定期	平成二十五年九月一日	うなぎ漁業 同右	四 公示番号 内共第五号
四 申請期間	一日まで	四 申請期間	一日まで	うなぎ漁業 同右	五 関係地区 青梅市

<p>基点第十五号 水橋橋台右岸下流端と中川対岸との交点 八王子市横川町横川 橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第十八号 方位による。)の線 葛飾区西新小岩五丁目平和橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第十九号 葛飾区東四つ木二丁目平和橋橋台右岸下流端</p> <p>基点第二十号 足立区鹿浜一丁目鹿浜橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第二十一号 足立区新田二丁目鹿浜橋橋台右岸下流端</p> <p>基点第二十二号 足立区江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区</p> <p>基点第二十三号 江戸川区清新一丁目東京地下鉄東西線駿河橋台左岸下流端</p> <p>基点第二十四号 江戸川区新砂三丁目東京地下鉄東西線駿河橋台右岸下流端</p> <p>基点第二十五号 江戸川区江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区</p> <p>基点第二十六号 足立区新田二丁目鹿浜橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第二十七号 足立区江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区</p> <p>基点第二十八号 江戸川区新砂三丁目東京地下鉄東西線駿河橋台右岸下流端</p>
<p>基点第十五号 水橋橋台右岸下流端と中川対岸との交点 八王子市横川町横川 橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第十八号 方位による。)の線 葛飾区西新小岩五丁目平和橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第十九号 葛飾区東四つ木二丁目平和橋橋台右岸下流端</p> <p>基点第二十号 足立区鹿浜一丁目鹿浜橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第二十一号 足立区新田二丁目鹿浜橋橋台右岸下流端</p> <p>基点第二十二号 足立区江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区</p> <p>基点第二十三号 江戸川区清新一丁目東京地下鉄東西線駿河橋台左岸下流端</p> <p>基点第二十四号 江戸川区新砂三丁目東京地下鉄東西線駿河橋台右岸下流端</p> <p>基点第二十五号 江戸川区江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区</p> <p>基点第二十六号 足立区新田二丁目鹿浜橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第二十七号 足立区江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区</p> <p>基点第二十八号 江戸川区新砂三丁目東京地下鉄東西線駿河橋台右岸下流端</p>
<p>基点第十五号 水橋橋台右岸下流端と中川対岸との交点 八王子市横川町横川 橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第十八号 方位による。)の線 葛飾区西新小岩五丁目平和橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第十九号 葛飾区東四つ木二丁目平和橋橋台右岸下流端</p> <p>基点第二十号 足立区鹿浜一丁目鹿浜橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第二十一号 足立区新田二丁目鹿浜橋橋台右岸下流端</p> <p>基点第二十二号 足立区江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区</p> <p>基点第二十三号 江戸川区清新一丁目東京地下鉄東西線駿河橋台左岸下流端</p> <p>基点第二十四号 江戸川区新砂三丁目東京地下鉄東西線駿河橋台右岸下流端</p> <p>基点第二十五号 江戸川区江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区</p> <p>基点第二十六号 足立区新田二丁目鹿浜橋橋台左岸下流端</p> <p>基点第二十七号 足立区江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区</p> <p>基点第二十八号 江戸川区新砂三丁目東京地下鉄東西線駿河橋台右岸下流端</p>

(三) 漁場の区域 新中川の全域（中川からの分派点から旧江戸川への合流点までの区域）		柱（雲風呂橋上流三百五十メートルの地点）	
二 制限又は条件	なし	二 制限又は条件	なし
三 免許予定日	平成二十五年九月一日	三 免許予定日	平成二十五年九月一日
四 申請期間	平成二十五年五月一日から同年七月一日まで	四 申請期間	平成二十五年五月一日から同年七月一日まで
五 関係地区	墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区	五 関係地区	西多摩郡奥多摩町大字原、大字河内、大字川野及び大字留浦
六 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで	六 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで
第九 公示番号	内共第九号	第十 公示番号	内共第十号
一 免許の内容たるべき事項		一 免許の内容たるべき事項	
(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期		(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期	
漁業種類	漁業の名称	漁業種類	漁業の名称
第五種共同漁業	にじます漁業	第五種共同漁業	にじます漁業
やまめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで	やまめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
いわな漁業	同右	いわな漁業	同右
うぐい漁業	同右	うぐい漁業	同右
(二) 漁場の位置	西多摩郡奥多摩町地先	(二) 漁場の位置	西多摩郡奥多摩町地先
(三) 漁場の区域	次の基点第二十四号と基点第二十五号とを結んだ線より上流の峰谷川の本流及び支流の区域	(三) 漁場の区域	次の基点第二十四号と基点第二十五号とを結んだ線より上流の峰谷川の本流及び支流の区域
基点第二十四号	西多摩郡奥多摩町大字留浦雲風呂の峰谷川左岸に設置した標柱（雲風呂橋上流三百五十メートルの地点）	基点第二十六号	西多摩郡奥多摩町大字川野岫沢の左岸に設置した標柱（雲風呂橋上流三百五十メートルの地点）
基点第二十五号	西多摩郡奥多摩町大字留浦雲風呂の峰谷川右岸に設置した標柱（岫沢	基点第二十七号	西多摩郡奥多摩町大字川野岫沢の右岸に設置した標柱（岫沢
(二) 漁場の位置		(二) 漁場の位置	
江戸川区及び葛飾区の各地先		江戸川区及び葛飾区の各地先	
埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、同郡杉戸町、春日部市及び幸手市の各地先	千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市及び野田市の各地先	埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、同郡杉戸町、春日部市及び幸手市の各地先	千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市及び野田市の各地先
茨城県猿島郡五霞町地先	茨城県猿島郡五霞町地先	茨城県猿島郡五霞町地先	茨城県猿島郡五霞町地先
(三) 漁場の区域		(三) 漁場の区域	
次の基点第二十八号と基点第二十九号とを結ぶ線から基点第三十号と基点第三十一号とを結ぶ線までの江戸川の本流、基点第三十二号と基点第三十三号とを結ぶ線より上流の旧江		次の基点第二十八号と基点第二十九号とを結ぶ線から基点第三十号と基点第三十一号とを結ぶ線までの江戸川の本流、基点第三十二号と基点第三十三号とを結ぶ線より上流の旧江	

戸川の区域及び千葉県野田市関宿町地先の江戸川左岸の高水敷内から江戸川の本流に流入する水路の各区域	号 基点第二十八 千葉県市川市稻荷木行徳可動堰上流端(江戸川左岸)	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで	二 制限又は条件 なし
基点第二十九 千葉県市川市河原行徳可動堰上流端(江戸川右岸)	号 基点第三十号 千葉県市川市河原行徳可動堰下流端(江戸川右岸)	一 免許の内容たるべき事項 (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業種類 漁業の名称 漁業の時期	三 免許予定日 平成二十五年九月一日
基点第三十一 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端(江戸川左岸)	号 基点第三十二 千葉県浦安市富士見三丁目東京電力送電線鉄塔(旧江戸川左岸)	四 申請期間 平成二十五年五月一日から同年七月一日まで	四 申請期間 平成二十五年五月一日から同年七月一日まで
基点第三十三 江戸川区南葛西七丁目旧向卯水門跡(旧江戸川右岸)	号 基点第三十四 稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川左岸側	五 関係地区 大田区、世田谷区、調布市及び狛江市の各地先	五 関係地区 大田区、世田谷区、調布市及び狛江市
茨城県猿島郡五霞町の関宿水閘門えん堤下流端から下流百メートルの区域においては、網漁具の使用をしてはならない。	三 制限又は条件 次の基点第九号と基点第十号とを結ぶ線から基点第三十四号と基点第三十五号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十一年八月三十一日まで
五 関係地区 墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区	三 免許予定日 平成二十五年九月一日	一 免許の内容たるべき事項 (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業種類 漁業の名称 漁業の時期	二 制限又は条件 なし
五 関係地区 茨城県猿島郡五霞町	四 申請期間 平成二十五年五月一日から同年七月一日まで	一 免許の内容たるべき事項 (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業種類 漁業の名称 漁業の時期	三 免許予定日 平成二十五年九月一日
五 関係地区 埼玉県春日部市、三郷市、幸手市、吉川市、北葛飾郡杉戸町及び同郡松伏町	五 関係地区 千葉県市川市中原区上平間ガス橋橋台	二 制限又は条件 なし	四 申請期間 平成二十五年五月一日から同年七月一日まで
五 関係地区 千葉県市川市、松戸市、野田市、流山市	五 関係地区 右岸下流端	三 免許予定日 平成二十五年九月一日	五 関係地区 大田区、世田谷区、調布市及び狛江市
五 関係地区 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台	五 関係地区 左岸下流端	四 申請期間 平成二十五年五月一日から同年七月一日まで	五 関係地区 大田区、世田谷区、調布市及び狛江市

二 制限又は条件 なし	基点第三十七 東海道本線六郷鉄橋 橋台右岸下流端 号	点イ 基点第三十八号から 七十八度五十一分 (真方位による。) の線と多摩川左岸と の交点
三 免許予定日 平成二十五年九月一日	平成二十五年五月一日から同年七月 一日まで	二 制限又は条件 なし
四 申請期間 平成二十五年五月一日から同年七月 一日まで	平成二十五年九月一日	三 免許予定日 平成二十五年九月一日
五 関係地区 大田区 神奈川県川崎市	五 関係地区 中央区、港区、台東区、墨田区、江 東区、品川区、目黒区、大田区、中 野区、北区、荒川区、足立区、葛飾 区及び江戸川区 神奈川県川崎市	四 申請期間 平成二十五年五月一日から同年七月 一日まで
六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十 五年八月三十一日まで	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十 五年八月三十一日まで	五 関係地区 西多摩郡奥多摩町大字原、大字河内、 大字川野及び大字留浦
第十四 公示番号 内共第十四号	第一種共同漁業 えむし漁業 一月一日から十 二月三十一日まで で しじみ漁業 同右	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十 五年八月三十一日まで
(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の名称 漁業の時期	(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の時期 漁業の名称 漁業の時期	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十 五年八月三十一日まで
(二) 漁場の位置 大田区地先 神奈川県川崎市地先	第五種共同漁業 やまめ漁業 一月一日から十 二月三十一日まで で いわな漁業 同右	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十 五年八月三十一日まで
(三) 漁場の区域 次の基点第三十六号と基点第三十七 号とを結ぶ線から基点第三十八号と 点イとを結ぶ線までの多摩川の本流 の区域	(二) 漁場の位置 西多摩郡奥多摩町地先 山梨県北都留郡丹波山村地先	六 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十 五年八月三十一日まで
基点第三十六 号 基点第三十七 号 基点第三十八 号 基点第三十九 号	東海道本線六郷鉄橋 橋台左岸下流端 東海道本線六郷鉄橋 橋台右岸下流端 神奈川県川崎市川崎 区殿町三丁目二十七 番一号(多摩川水路 東端)	三 変更の概要 別図表示のとおり
二 變更の区間 町田市能ヶ谷三丁目四百九十五番三地先 から同所五百十五番三地先まで	二 路線名 世田谷町田 東京都知事 猪瀬直樹	二 路線名 山梨県北都留郡丹波山村地先 設置した標柱(鴨沢 トブルの地点)
三 変更の概要 別図表示のとおり	三 変更の概要 別図表示のとおり	三 変更の概要 別図表示のとおり

## ◎東京都告示第六百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年四月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日